

『出雲国風土記』地圖

『出雲国風土記』に記載されている地名推定地

『出雲国風土記』時代の地方行政制度
 奈良時代の地方のしくみは、**国・郡・郷(里)**から成り立っていました。「国」と「郡」は境界がはっきりと決まっていたようですが、「郷」は五〇戸から構成されることになっており、『出雲国風土記』には郷の境界については記載がありません。
 「郷」は、河川流域や平野部の開拓地に設置され、開拓されていない山、川、原野などはその域外にあつたと思われます。この地図では郷の境界を記さず、そのおおよその位置にあたる箇所には郷名を記入しています。

『出雲国風土記』時代の長さ

- 次のとおりと考えられています。
- 1歩……………1.78メートル
- 1里=300歩……………534.54メートル
- 1尺……………0.297メートル
- 1丈=10尺……………2.97メートル

『出雲国風土記』に見える郡は、現在の郡・市・町村と、ほぼ次のように重なります。

- 意宇郡……………松江市南部、安来市、能義郡、八束郡南部(島根半島部は除く)
- 島根郡……………松江市北部、島根町、美保関町、鹿島町の一部
- 秋鹿郡……………松江市湖北地区、鹿島町
- 楯縫郡……………平田市
- 出雲郡……………出雲市、斐川町、大社町、平田市の一部
- 神門郡……………出雲市、湖陵町、多伎町、佐田町
- 飯石郡……………飯石郡
- 仁多郡……………仁多郡
- 大原郡……………大原郡

